

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成17年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
平成25年3月29日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（勤務する場所及び担当事務） 第2条 本部、部、企画・経営グループ、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。			（勤務する場所及び担当事務） 第2条 本部、部、企画・経営グループ、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。		
所属名	勤務する場所	担当事務	所属名	勤務する場所	担当事務
循環型社会 推進課	略		<u>危機管理・ 広報課</u>	東京都	<u>情報提供に関すること。</u>
スポーツ課	略		循環型社会 推進課	略	
略			スポーツ課	略	
			略		

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。